

# 農林水産大臣の職務犯罪

前 島 賢 士

## 1 はじめに

筆者は、以前、職場仲間の下位文化に注目して、従業員窃盗（従業員が、雇用されている会社の財物を職務の過程で盗むこと）を考察した（前島、1999）。

筆者は本を出版して、銀行業界の業界イデオロギーに注目して、大手都市銀行行員の職務犯罪（出資法違反）を考察した。また、証券業界の業界イデオロギーに注目して、大手証券会社社員の職務犯罪（業務上横領の共犯と詐欺）を考察した。大手製紙会社のイデオロギーに注目して、大手製紙会社会長の職務犯罪（特別背任）を考察した。現代資本主義社会のイデオロギーに注目して、オリンパスの組織体犯罪（有価証券報告書の虚偽記載）を考察した。東芝のイデオロギーに注目して、東芝の不正会計を考察した。日本大学アメリカンフットボール部のイデオロギーに注目して、日本大学アメリカンフットボール部悪質タックル事件を考察した。これらの研究に関して詳しくは、拙著（前島、2020）を読んでいたがきたい。

さらに、筆者は、労働者階級のイデオロギーに注目して、食品会社社員の職務犯罪（偽計業務妨害）を考察した（前島、2021）。

また、振袖の販売・貸出会社であるはれのひのイデオロギーに注目して、はれのひの組織体犯罪（詐欺）を考察した（前島、2022）。

本稿では、農林水産大臣の職務犯罪を考察する。農林水産大臣の職務犯罪とは、農林水産大臣による収賄である。本稿の目的は、農林水産大臣の職務犯罪と、農林水産大臣のイデオロギー、農林水産大臣の実在条件との関連の考察である。

また、本稿の考察にあたっては、新聞を資料として用いる。資料として用いる新聞は、朝日新聞東京版、毎日新聞東京版、読売新聞東京版、日本経済新聞である。

本稿でも、これまでの筆者の研究と同様に、ホワイトカラー犯罪を「職務犯罪（occupational crime）」と「組織体犯罪（organizational crime）」の二つに分ける。

そして、職務犯罪を次のように定義する。

〈職務犯罪とは、合法的な職業についている人物が、個人的な利益を目的としてその職業上犯す犯罪である〉

職務犯罪としては、業務上横領、従業員窃盗、特別背任等があげられる。

本稿の組織体犯罪、職務犯罪の定義は、クリナードとクィニイの職務犯罪と企業犯罪（corporate crime）の定義（Clinard and Quinney, 1973: 188）、コールマンの職務犯罪と組織体犯罪の定義（Coleman, 1985: 8）、板倉の組織体犯罪の定義（板倉, 1988）を参考にしている。

なお、組織体犯罪に関しては、次のように定義する。

〈組織体犯罪とは、合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪である〉

組織体犯罪としては、公害、薬害、独占禁止法違反等があげられる。

## 2 事件のあらまし

本稿では、農林水産大臣の職務犯罪である農林水産大臣による収賄を考察する。農林水産大臣による収賄の事件の概略を新聞での報道からみていく。

東京地方裁判所の判決によると、農林水産大臣（以下、農林水産大臣A）（71歳）は農林水産大臣だった2018年11月～2019年8月、養鶏の環境整

備に関する国際獣疫事務局（OIE）の指針案に農林水産省が反対意見を表明する見返りなどとして、大手鶏卵会社（以下、A鶏卵会社）の前代表（以下、代表B）（88歳）（贈賄罪などで有罪確定）から、東京都内のホテルや大臣室で3回にわたり、計500万円を受領した（読売新聞2022年5月26日夕刊より）。

東京地方裁判所の判決によると、農林水産大臣Aは、農林水産大臣だった2018年11月21日、代表Bから、国際獣疫事務局（OIE）の指針案に対し農林水産省として反対意見を取りまとめるなど便宜を受けたいとの趣旨で、東京都内のホテルで現金200万円を受領、2019年3月26日には便宜を受けた謝礼などとして大臣室で現金200万円を受領。2019年8月2日には、中小養鶏業者に対する政府系金融機関による融資を緩和するなどの便宜を受けたいとする趣旨で、大臣室で100万円を受け取った（読売新聞2022年5月27日朝刊より）。

農林水産大臣Aは2020年12月22日午前、議員辞職願を衆院議長に提出し、許可された。自らの健康上の問題を理由としているが、現金授受疑惑を受けた事実上の引責との見方が出ている（読売新聞2020年12月22日夕刊より）。

党は2021年1月13日、持ち回りの党紀委員会で、農林水産大臣Aの離党届を受理することを決めた。受理は2021年1月13日付。農林水産大臣Aは2021年1月12日、「一身上の都合」を理由に離党届を提出していた（読売新聞2021年1月14日朝刊より）。

代表Bから現金500万円を受け取ったとして、農林水産大臣Aが2021年1月15日、東京地方検察庁特別捜査部から在宅起訴された。「逮捕者ゼロ」のまま、閣僚経験者が在任中の汚職事件で摘発された。2020年12月初頭、心臓に持病を持つ農林水産大臣Aが体調不良を訴え、都内の病院に入院した。農林水産大臣Aは2020年12月22日に衆院議員を辞職した後、心臓にペースメーカーを埋め込む手術を受け、東京地方検察庁特別捜査部の捜査は「壁」に突き当たる。農林水産大臣Aに対する初の事情聴取を病室で行ったのは2020年12月21日、国会事務所などの捜査に着手したのは2020年12月25日になってからだ。農林水産大臣Aは500万円の受領を認める一方、「政治活動を応援するための資金だと考えていた」などと賄賂の認識を否定。聴取は医師の見

解を踏まえて、「一日一時間」に制限された（読売新聞2021年1月16日朝刊より）。

大臣在任中にA鶏卵会社側から現金を受領したとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aの公判が2021年8月3日、東京地方裁判所で始まった。疑惑発覚後、初めて公の場に姿を見せた農林水産大臣Aは「受け取った現金は、あくまで政治献金だ」と述べ、検察側が描く汚職の構図を否定。対決姿勢を鮮明にした。罪状認否で農林水産大臣Aは「代表Bには、2015年8月頃から年に2回程度、献金してもらっていた」と説明。これらは政治資金収支報告書に記載していなかったことも明かし、「不徳の致すところだった」と述べた一方、起訴事実の計500万円は賄賂ではないと強調した。検察側は冒頭陳述で、代表Bは、養鶏の環境整備に関し、国際獣疫事務局が示したアニマルウェルフェア（AW、動物福祉）に基づく指針案に反対したり、中小養鶏業者への融資を拡充したりしてもらおう趣旨で計500万円を提供したと主張。一方、弁護側は、農林水産大臣AはAWや融資拡充に関心がなかったと主張。特に、AWについては、農林水産省が指針案に反対の立場だったことなどから農林水産大臣の権限を行使する必要はなく、期待もされていなかったと反論した。起訴事実を含め、受領した現金の一部は会合費などに使ったが、すぐ返金できるように相当額を自宅に保管していたとも述べた（読売新聞2021年8月4日朝刊より）。

代表Bから計500万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aの初公判が2021年8月3日、東京地方裁判所であった。農林水産大臣Aは罪状認否で「私の政治理念に信頼を寄せた政治献金だと受け止めていた」として賄賂の認識を否定し、無罪を主張した（読売新聞2021年8月4日朝刊より）。

大臣在任中に鶏卵業者から計500万円の賄賂を受け取ったとして収賄罪に問われた農林水産大臣Aの初公判が2021年8月3日、東京地方裁判所であった。弁護側は、代表Bとは2013年、元法務大臣だった元衆院議員（以下、法務大臣C）の紹介で知り合い、業界の相談を受けるようになったと説明。その後、大臣になる前の2015年8月から大臣退任後の2020年6月まで、起訴分の500万円を含め14回で計1800万円の現金を受け取ったと明かした。

そのうえで、全ての現金は政治献金であり、「(農林水産大臣Aの)政治家としての理念や識見に信頼を寄せる代表Bが、自らの利益にかなう政治活動を期待する趣旨だった」と主張。大臣時代の500万円だけを具体的な便宜を期待した賄賂と切り取るべきではない、と繰り返した。融資条件の緩和は「必ずしも重大な問題とは認識していなかった」と主張。代表Bの相談は聞き流し、「指示、依頼をすることなど考えなかった」という。さらに、国際機関が策定した飼育基準案について、代表Bは、元農林水産大臣だった元内閣官房参与(以下、農林水産大臣D)の「影響力」に期待していたと言及した。農林水産省幹部に直接的な働きかけをした農林水産大臣Dや法務大臣Cに、代表Bが100万円を渡したことも説明。ただ、農林水産大臣Aは現金を受け取ったことを収支報告書に記載していない。これについては「記載すべきだと考えていた」と弁明し、「いずれ返還する必要があると考えていた。一部は会合などに使ったが、相当額の現金を自宅に保管していた」と述べた(朝日新聞2021年8月4日朝刊より)。

大臣在任中に現金500万円を受け取ったとして収賄罪に問われた元農林水産大臣で元衆院議員の農林水産大臣Aは2021年8月3日、東京地方裁判所で開かれた初公判で「いずれも政治献金と受け止めていた」と起訴内容を否認し、無罪を主張した。贈賄罪に問われた代表Bは自身の公判で起訴内容を認めており、認識が食い違う展開となった。検察側は冒頭陳述で最初の200万円を受領した約1カ月後の2018年12月14日、農林水産大臣Aが、議員会館を訪ねた代表Bに「大臣の立場で自ら動けないが、担当部局に声をかけておく」と伝え、3日後に農林水産省の担当局長を呼び出し、国会議員、養鶏業者と3者で協議をするよう指示したと指摘。2018年12月20日に開かれた「緊急陳情会議」には、農林水産大臣Aと親交がある法務大臣Cと農林水産大臣Dが出席し、農林水産省幹部に国際獣疫事務局(OIE)が示した国際基準案への反対を迫ったとした。これらを踏まえ、農林水産省は2019年1月、基準案に反対する姿勢をOIEに伝達した。これに対し、弁護側は「農林水産省が基準案に反対することは予想しており、大臣の権限を行使する必要はなかった。法務大臣C、農林水産大臣Dにも何も依頼はしていない」と反論した(毎日新聞2021年8月4日朝刊よ

り)。

代表Bから現金計500万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aの初公判が2021年8月3日、東京地方裁判所であった。罪状認否で農林水産大臣Aは「現金を受け取ったことは争わないが、あくまで政治献金と受け止めていた」とし、無罪を主張した。農林水産大臣Aの弁護側は、現金提供について「農林水産大臣の権限行使に関して具体的な利益を期待するものとは考えていなかった」と反論。賄賂であるとの認識はなく、収賄罪は成立しないと訴えた(日本経済新聞2021年8月4日朝刊より)。

大臣在任中にA鶏卵会社側から現金計500万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aの公判が2021年12月20日、東京地方裁判所であり、農林水産大臣Aの被告人質問が始まった。農林水産大臣Aは農林水産大臣在任前後を合わせて、現金計1800万円の受領を認めた上で、「政治活動への支援だと思っていた」と改めて、賄賂の認識を否定し、無罪を主張した。農林水産大臣Aはこの日、弁護人の質問に「日時などの明確な認識はない」とした上で、計1800万円の受領を認めた。しかし、代表Bから一方的に「書類です。あとで見てください」と述べて現金を置かれるなどしたと主張。理由を尋ねても「小遣いの中から出している。一切、心配しなくていい」と繰り返し言われたとし、起訴事実も含めて政治献金の趣旨だと説明した。また農林水産大臣就任時には、畜産業に関する省内の重要課題は主に肉牛や酪農を巡る問題だと思っていたと強調。養鶏業については巣箱や止まり木の設置といった「アニマルウェルフェア(AW、動物福祉)」への関心が低く、業界側から国際機関の指針案に反対する要望を受けても、「なんでそんなに気にする必要があるのかと思っていた」と話した。検察側は、農林水産大臣Aが農林水産省や国会議員を交えた会合の開催を促したことが便宜供与にあたりと主張している。しかし、農林水産大臣Aは、議員が適切に対応できるよう意見を集約すべきだと助言したにすぎないと反論。検察側が条件緩和などを要望されたとしている政府系金融機関の融資については、農林水産省の所管だとは認識していなかったと釈明した(読売新聞2021年12月21日朝刊より)。

大臣在任中に現金500万円を受け取ったとして収賄罪に問われた元農林水産大臣で元衆院議員の農林水産大臣Aは2021年12月20日、東京地方裁判所であった被告人質問で、代表B（贈賄罪などで有罪確定）から提供された現金について「政治活動を助ける純粋な気持ちだった」と述べ、改めて賄賂性を否定した。弁護側から授受の場面を問われた農林水産大臣Aは、いずれも「申し訳ないが実は覚えていない」「記憶が定かではない」などと答えた。ただ、大臣就任前後にも盆暮のあいさつをして現金を受け取っていたとし、「代表Bがおっしゃるならば私もそう思う」と現金の授受は認めた。現金授受後、養鶏業者と農林水産省、国会議員の3者による異例の緊急陳情会議が開かれたなどとする検察の主張に対し、農林水産大臣Aは「3者での会議は四六時中行われている。特別なことをした認識は全くない」と述べ、便宜を図ったことを否定した（毎日新聞2021年12月21日朝刊より）。

代表Bから賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aの公判が2022年1月12日、東京地方裁判所であり、前回に続いて被告人質問が行われた。農林水産大臣Aは受領した現金を政治資金収支報告書に記載しなかった理由について、「記載すれば迷惑をかけ、政治資金パーティーの券を購入してもらえなくなると思った」と述べた（読売新聞2022年1月13日朝刊より）。

代表Bから計500万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aは2022年1月12日、東京地方裁判所の被告人質問で、現金は賄賂ではなく政治献金だったとの認識を示した。受領した現金を政治資金収支報告書に記載しなかった理由について、代表Bが記載を望んでおらず「記載すれば代表Bにパーティー券を買ってもらえなくなると思った」と述べた。農林水産大臣Aは現金を渡される際、代表Bから「ポケットマネーだから何もしなくていい」などと言われたと説明。「いつか返金しようと思っていた」と話した（日本経済新聞2022年1月13日朝刊より）。

大臣在任中に現金計500万円を受け取ったとして収賄罪に問われた元農林水産大臣で元衆院議員の農林水産大臣Aに対し、東京地方検察庁は2022年3月23日、東京地方裁判所で開かれた公判で懲役2年6月、追徴金500万円を求刑した。東京地方検察庁

は「農相でありながら、順法精神の欠如が著しい」と批判した。一方、弁護側は現金受領を認めつつ、大臣在任時以外にも、農林水産大臣Aが代表Bから盆暮れなどに現金を頻繁に受け取っていたとし、「現金はいずれも政治活動を一般的に期待した政治献金の趣旨で受領した」と主張。現金は賄賂ではないとした（毎日新聞2022年3月23日夕刊より）。

大臣在任中にA鶏卵会社側から現金500万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた農林水産大臣Aに対し、東京地方裁判所は2022年5月26日午前、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円の判決を言い渡した。裁判長は現金を賄賂だと認定した上で、「国務大臣の職務や農林水産行政全体の公正さを害する危険性が高く、非常に悪質だ」と述べた。農林水産大臣Aは公判で現金の受領を認めた一方、「政治献金だと受け止めていた」として、無罪を主張した。判決は、農林水産大臣Aが現金を受け取った際に、養鶏業者、農林水産省担当者、国会議員の三者による検討会の開催を指示するなどの便宜を図ったと指摘。「農林水産行政や国政などの職務の公正さに対する国民の信頼を大きく害した」と批判した。一方、農林水産大臣Aから現金を求めたことはなく、農林水産省の重要な政策判断がゆがめられなかったとして、執行猶予をつけた（読売新聞2022年5月26日夕刊より）。

「農相という重い重責を担っていたのに、自覚が欠けていた」。鶏卵事業を巡る汚職事件で収賄罪に問われた農林水産大臣Aに対する2022年5月26日の判決。東京地方裁判所は、現職大臣でありながら業者から繰り返し賄賂を受け取った行為を厳しく批判した。無罪を主張してきた農林水産大臣Aは、判決の朗読をうつむいたまま聞いた。「受け取った現金を返還しようともせず利欲的な犯行だ」「政治献金という常識からかけ離れた弁解に終始した」。裁判長が約1時間にわたって判決を読み上げる間、白色のマスクをしたまま農林水産大臣Aはうつむき加減のまま、微動だにできなかった。農林水産大臣Aは法廷で、農林水産の分野に関しては、さほど関心を持っていなかったかのような発言を繰り返した。政治家として力を注いだのは経済産業分野だったと強調。「なぜ私が農相になったのか分からない」とも述べた。代表Bからの現金提供についても「政治活動を助けてくれるんだという思いで受け取った」

として賄賂性を全面的に否定。ホテルや大臣室で現金を受け取ったことについては「記憶が定かでない」と曖昧な説明に終始した。2022年2月の被告人質問で、受け取った現金を生活費や飲食費、会合費などに使ったと明かした農林水産大臣A。検察官から、政治資金収支報告書に記載しなかった理由を問われると「いずれ返さなくてはと思っていた」と釈明した。この点について、裁判官から「返そうと思っていたのに、なぜ使ってしまったのか」と問われると、「タンス預金の中にお金が入り交じってしまったので、気にせず引き出して使ってしまった」と答えた（読売新聞2022年5月26日夕刊より）。

東京地方裁判所の2022年5月26日の判決で、裁判長は農林水産大臣Aが受け取った500万円を賄賂だと認定し、「農林水産行政や国政などの職務の公正さに対する国民の信頼を大きく害した」と述べた。判決は、「現金を返還しようともせずに全て費消しており、利欲的な犯行だ」と批判した。農林水産大臣Aが2015年頃から2020年頃までの間に、賄賂と認定された計500万円のほか、代表Bから計1300万円を受け取ったことも認定した。2022年5月26日の判決で、裁判長は「『政治献金』という常識からかけ離れた弁解に終始し、政治家としての規範意識の低さを反省していない」「大臣として高度の倫理性や廉潔性が求められていたのに、自覚が欠けていた」などと、厳しい言葉で批判を続けた。農林水産大臣Aは判決後、弁護人を通じて「主張が受け入れられなかったことは誠に残念。判決内容を精査し、適切に対応したい」とするコメントを出した（読売新聞2022年5月27日朝刊より）。

鶏卵事業を巡る汚職事件で、収賄に問われ、東京地方裁判所で有罪判決を受けた農林水産大臣Aが2022年6月8日夜、控訴の断念を表明した。検察側も控訴しない方針で、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円とした1審判決が確定する。控訴期限は2022年6月9日だった。農林水産大臣Aは公判で無罪を主張しており、2022年6月8日夜に弁護人を通じて出したコメントでも「事実と異なる内容を認定した判決には不満が残る」とした。一方、「体調も芳しくなく、これ以上、関係者の皆様にご心配やご迷惑をおかけすることはできない。こうした事情に鑑み、控訴を断念する」と表明した（読売新聞2022年6月9日朝刊より）。

鶏卵事業を巡る汚職事件で、収賄に問われた農林水産大臣Aに対し、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円を言い渡した東京地方裁判所判決が2022年6月10日、確定した。検察側、被告側の双方が2022年6月9日の期限までに控訴しなかった（読売新聞2022年6月11日朝刊より）。

### 3 正当化

ホワイトカラー犯罪の研究においては、犯罪者による正当化もしくは中和化、合理化に注目したものが多。コールマンのホワイトカラー犯罪の研究（Coleman, 1994：訳書270-279）、フリードリクススのホワイトカラー犯罪の研究（Friedrichs, 1996：359-361）、グリーンズの職務犯罪の研究（Green, 1997：77-81）、新田のホワイトカラー犯罪の研究（新田, 2001：69-74）、ロソフとポンテルとティルマンのホワイトカラー犯罪の研究（Rosoff and Pontell, Tillman, 2014：訳書956-958）。本稿でも、犯罪者による正当化に注目する。

農林水産大臣Aの裁判においても、犯行の正当化がみられる。

本稿では、クレッシーの横領犯の合理化の考察（Cressey, 1953：93-138）、サイクスとマッツアの中和の技術の考察（Sykes and Matza, 1957）、マッツアの中和の考察（Matza, 1964）、スコットとライマンの釈明（弁解と正当化）の考察（Scott and Lyman, 1968）、ヒューイットとストークスの事前否認の考察（Hewitt and Stokes, 1975）、コールマンのホワイトカラー犯罪における正当化の考察（Coleman, 1994：訳書270-279）を参考にして「正当化」を次のように定義する。

〈正当化とは、社会や集団からの制裁を和らげやすい動機の戦略的な表明もしくは内面化である〉

この場合の社会や集団は国家から産業、業界、企業、職場集団までを含む。集団の成員には正当化を行う本人自身も含まれる。制裁には国家の刑罰から、社会からの非難、業界団体が自主的に課す制裁、会社からの懲戒処分、職場仲間からの非難、そして、正当化を行う本人自身の良心の呵責まで含まれる。犯罪行為を犯す者は自他からの制裁を和らげ

るために正当化を行う。正当化は、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱める。正当化によって犯罪は促進される。

新聞で報道された、農林水産大臣Aの語りから、農林水産大臣Aによる犯行の正当化として「政治献金と受け止めていた」があげられる。農林水産大臣Aは、自身の犯行を「政治献金と受け止めていた」と正当化して、自身の良心の呵責を和らげて、他者からの制裁も和らげようとした。

#### 4 正当化のよりどころである癒着した共同体主義

以上みてきた「政治献金と受け止めていた」という農林水産大臣Aの正当化は、農林水産大臣のイデオロギーである癒着した共同体主義をよりどころにしている。癒着した共同体主義は、農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が共有していたイデオロギーである。

なお、癒着した共同体主義というイデオロギーをみる前に、イデオロギーに関して論述しておく。

マルクスとエンゲルスのイデオロギー論 (Marx und Engels, [1845-1846] 1958 : 訳書22) とエンゲルスのイデオロギー論 (Engels, [1878] 1962 : 訳書99)、マンハイムのイデオロギー論 (Mannheim, 1931 : 訳書154-155)、アルチュセールのイデオロギー論 (Althusser, 1965 : 訳書415)、イーグルトンのイデオロギー論 (Eagleton, 1981 : 訳書190-191, 1990 : 訳書136-137, 1991 : 訳書56-57, 315, 2003 : 訳書83-84) を参考にして、筆者はイデオロギーを次のように定義する。

〈イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である〉

アルチュセールとイーグルトンのイデオロギー論に関して、詳しくは拙稿 (前島, 2007) と拙著 (前島, 2020 : 171-176, 179-184) を参照願いたい。

イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を表明し、人間自身に対して自分の生きる道を示すような「地図」を提供する。また、イデオロギーは、呪いや説

得、祝福といった何かことをなす言語行為である行為遂行的言説に属するものである。

先ほどみた犯罪の正当化とイデオロギーとの関連を考察すると、次のようになる。犯罪を行なう者は、その犯罪に関して、社会のイデオロギーをよりどころとした正当化を行なって、社会からの制裁、非難を和らげる。さらに、行為者自身も社会に属する者であるから、行為者自身の良心の呵責も弱める。社会のイデオロギーは、正当化を通して、自他からの制裁という犯罪の統制要素を弱める。

以上、イデオロギーに関して論述してきたので、次に、「政治献金と受け止めていた」という農林水産大臣Aの正当化のよりどころである、癒着した共同体主義という農林水産大臣のイデオロギーを考察する。本稿では、「癒着した共同体主義」を次のように定義する。

〈癒着した共同体主義とは、共同体の成員がそれぞれ癒着し、共同体を重視するイデオロギーである〉

次の記事からは、農林水産大臣Aが癒着した共同体主義を持っていたことが分かる。

農林水産大臣Aは、500万円の賄賂以外にも、農林水産大臣就任前と退任後に代表Bから計1300万円を受け取っていた。いずれも政治資金収支報告書に記載のない「裏金」だった。収支報告書に記載しなかった理由を公判で問われた農林水産大臣Aは、代表Bが他の政治家にも現金を提供しており、記載することで他の政治家や代表Bに影響が及ぶことを懸念したと釈明した (読売新聞2022年5月27日朝刊より)。

農林水産大臣Aは農林水産大臣であったことから、癒着した共同体主義というイデオロギーを持っていた。そして、農林水産大臣Aは、犯行に関して、癒着した共同体主義をよりどころとした「政治献金と受け止めていた」という正当化を行ったのである。

#### 5 癒着した共同体主義をもたらす実在条件

ここでは、癒着した共同体主義というイデオロギーを理解するために、農林水産大臣の実在条件を

みてみる。

大臣は国家を代表する人間である。ウェーバーは国家に関して、次のように論じている。

「国家とは、ある一定の領域の内部で—この『領域』という点が特徴なのだ—が正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である、と」（Weber, 1919：訳書9）。

ウェーバーは国家を共同体とみなしている。そして、ウェーバーは国家や自治体などで行われる政治に関して、次のように論じている。

「政治とは、国家相互の間であれ、あるいは国家の枠の中で、つまり、国家に含まれた人間集団相互の間でおこなわれる場合であれ、要するに権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力である、と—いいであろう」（Weber, 1919：訳書10）。

ウェーバーは政治を権力闘争史観的に論じている。そのウェーバーの権力の定義は、次の通りである。

「『権力』とは、或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性を意味し、この可能性が何に基づくかは問うところではない」（Weber, 1922：訳書86）。

国家や自治体などの政治は権力を巡るものであり、その権力は抵抗を排してまで自己の意志を貫徹することである。

なお、筆者は意志を次のように定義している。

「意志とは、自由、自律、無制限を特徴とする人間の創造能力である」（前島, 2020：81）。

意志自体が自己自身のみで固執するもの、他者に対する押しの強さを持つものである。意志自体が他者に対する押しの強さを持つものであるのに、さらに、権力は抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するということは、他人にとって押しつけがましく、暑苦しいものである。従って、国家や自治体などの政治は、全てではないが、多くは押しつけがましいものである。政治家も、全てではないが、多くの政治家は押しつけがましく、暑苦しい人間である。

マルクスとエンゲルスは、ウェーバーの国家論とは異なる近代国家の考察を行っている。マルクスとエンゲルスは近代国家に関して、次のように論じている。

「ブルジョアジーのこれらの発展段階は、それぞれ、それにおうじた政治的進歩をともなった。（中

略）大工業と世界市場とがつくりだされてからは、近代の代議制国家において独占的な政治的支配をたたかいとった。近代の国家権力は、ブルジョア階級全体の共同事務を処理する委員会にすぎない」（Marx und Engels, [1848] 1959：訳書477）。

マルクスとエンゲルスは近代国家を階級闘争史観的に論じている。次のエンゲルスの国家に関する考察も階級闘争史観的である。

「まだ一つだけないものがあった。すなわち、個々人の新たに獲得した富を、氏族制度の共産主義的な伝統に対抗して確保してやるばかりでなく、また、以前にははなはだ軽んじられていた私的所有を神聖化し、この神聖化こそがあらゆる人間共同体の最高の目的であると宣言するばかりでなく、さらに、つぎつぎに発展してくる財産獲得の新しい諸形態、したがって、たえず速度をくわえてくる富の増殖の新しい諸形態に、一般的な社会的承認の刻印を押す一つの制度がまだなかった。始まりつつあった諸階級への社会の分裂を永久化するばかりでなく、さらに無産階級を搾取する有産階級の権利と、後者の前者にたいする支配とを永久化する一つの制度がまだなかった。そして、この制度はやってきた。国家が発明されたのである」（Engels, [1884] 1962：訳書110）。

このエンゲルスの国家論も階級闘争史観的だが、エンゲルスが国家に関して共同体にも言及していることに注意する必要がある。

アンダーソンはネーション＝国民＝国家に関して、次のように論じている。

「国民と国民主義は、『自由主義』や『ファシズム』の同類として扱うよりも、『親族』や『宗教』の同類として扱ったほうが話は簡単なのだ」（Anderson, [1983] 1991：訳書24）。

「国民は一つの共同体として想像される」（Anderson, [1983] 1991：訳書26）。

アンダーソンによれば、国民＝国家は想像された共同体である。

以上の考察でみてきたように、国家は共同体の一つである。共同体＝コミュニティに関しては、マッキーヴァーの考察が有名である。マッキーヴァーはコミュニティに関して、次のように論じている。

「私は、コミュニティという語を、村とか町、あるいは地方や国とかもっと広い範囲の共同生

活のいずれかの領域を指すのに用いようと思う」(MacIver, 1917: 訳書46)。

なお、マッキーヴァーはコミュニティとは別のものとして、アソシエーションに関して、次のように論じている。

「アソシエーションとは、社会的存在がある共同の関心〔利害〕または諸関心を追求するための組織体(あるいは〈組織される〉社会的存在の一団)である」(MacIver, 1917: 訳書46)。

柄谷は共同体に関して、次のように論じている。

「共同体とは、社会的なものに対して、自らを閉ざし、まるで自立した世界であるかのように在るシステムのことである」(柄谷, [1989] 1994: 347)。

柄谷は共同体を社会的なものに対して、自らを閉ざし、まるで自立した世界であるかのように在るものとして捉えている。柄谷の考察を参考にすれば、共同体はムラであり、よそ者は排除し、内部の異分子は村八分にする排他的なものとして捉えることができる。農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が形成する共同体もムラであり、よそ者は排除し、内部の異分子は村八分にする排他的なものとして捉えることができる。

癒着した共同体主義というイデオロギーをもたらず農林水産大臣の実在条件として、農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成していることがあげられる。

次の記事からは、農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成していることが分かる。

農水行政と所管業界の間では不透明な献金や接待などの問題が度々指摘されている。2014年9月に農林水産大臣に就任した農林水産大臣Dは、自身が代表を務める政党支部に農林水産省から補助金を受給した木材加工会社や砂糖業界から献金があったことが2015年に判明した。政治資金規正法は補助金交付の決定から1年以内の政治献金を禁じており、野党などが国会で追及、農林水産大臣Dは2015年2月に農林水産大臣を辞任した。農林水産大臣Dは2017年10月の衆院選で落選後、農林水産分野を担当する内閣官房参与に起用されたが、農林水産大臣Aに現金を提供したとされるA鶏卵会社側から数百万円を受領した疑いが2020年12月8日に浮上し

2020年12月8日付で退職した。2006年に農林水産大臣に就いた元衆院議員(以下、農林水産大臣E)(死去)は、農林水産省が所管する独立行政法人の発注事業を巡る官製談合事件に絡み、受注企業の代表者から過去に計1300万円超の献金を受け取っていたことが批判を招いた。農林水産省と生産者側との癒着が問題となったケースも少なくない。警視庁が2000年に摘発した農林水産省汚職事件では、キャリア官僚らが農協から高額な接待を受けていたことが表面化。キャリア官僚らが収賄罪で有罪判決を受けたほか、内部調査で他の職員も農協側から接待を受けていたことも判明し約30人が処分された。国のBSE(牛海綿状脳症)対策事業を悪用した牛肉偽装事件を巡っても2005年、詐欺罪に問われた食肉卸大手元会長(以下、会長F)らによる農林水産省職員の飲食接待が明らかになった。農林水産省は職員ら5人を減給などの処分としたほか、退職済みだった元部長(以下、部長G)について退職時の給料の一部を返納させている(日本経済新聞2020年12月25日夕刊より)。

「農水は大変だよな」。政府と地元の板挟みになる立場に、農林水産大臣Aはそう漏らした。それまで反対していたTPPは、「プラスのことが多い」と訴えるように。ただ、生産者側の意見に耳を傾け、落としどころを探る姿勢は、党関係者に「調整能力が高い」と映った。〈インナー〉。農林水産大臣Aは、党内でそう呼ばれる非公式グループにも所属した。政策を事実上決定する力があり、「農水族」の中でも入れるのは有力議員ら10人程度にすぎない。農水省にとっては頼りになる一方、その意向が気にかかる存在だが、農林水産大臣時代の農林水産大臣Aに仕えた農林水産省幹部は「役人の考えを尊重してくれる人だった」と振り返る(読売新聞2021年1月17日朝刊より)。

「ご苦労様でした」。2019年9月中旬の夜、老舗料亭の大広間はにぎわいを見せていた。主役は1週間前に大臣を退任したばかりの農林水産大臣A。農林水産大臣Dが慰労会を開き、就任直後の法務大臣Cや現職の農林水産省幹部も駆けつけた。政官の有力者がそろうなか、鶏卵業界からはA鶏卵会社の幹部だけが高級料理の並ぶ席に着いた。農林水産大臣Aらと業界の現状や将来について語り合った代表B。「大臣経験者や官僚が集まる会食に同席するの

は一介の業者では考えられない。政官界に食い込んだ代表Bだから実現できたのだろう」。会合について知った業界関係者は驚きを隠さない（日本経済新聞2021年1月17日朝刊より）。

農林水産大臣Aが代表Bから現金を受領したとして在宅起訴された贈収賄事件を巡り、農林水産省の政策に与えた影響を検証する第三者委員会（座長＝弁護士）は2021年6月3日、調査結果の報告書を公表した。「政策がゆがめられた事実は認められない」と結論付けつつ、行政の透明性の向上を課題として指摘した。調査では、農林水産省の担当者が、代表Bと政府系金融機関幹部との面会を設定していたことがわかり、「手厚い対応で不透明さが認められた」と指摘した。養鶏・鶏卵行政の全般については「『政』『官』『業』の距離が近く、行政が政治や生産者からの働きかけを受けやすい構造にある。国民の信頼を十分に得ていくことは難しい」とし、働きかけへの対応を記録するなど透明性の向上を求めた。農林水産省幹部が代表Bから接待を受けていた問題では、農林水産省が対象を職員150人に広げた再調査の結果を公表した。鶏や牛などの畜産事業者との会食が新たに265件（述べ500人）確認され、うち5件（述べ7人）は職員が自分の飲食費を負担していなかったことが判明。ただ、同席した政治家が支払ったとみられ、利害関係者の負担で飲食したと疑われる事例はなかったとした。代表Bとの会食を巡っては、2021年2月に次官（以下、次官H）ら6人が処分されている（読売新聞2021年6月3日夕刊より）。

農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成していることから、癒着した共同体主義というイデオロギーが生じることとなる。

農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成しているという農林水産大臣の実在条件が、癒着した共同体主義というイデオロギーをもたらす。

## 6 まとめ

本稿の目的は、農林水産大臣の職務犯罪と、農林水産大臣のイデオロギー、農林水産大臣の実在条件との関連の考察であった。

農林水産大臣Aの職務犯罪（収賄）は、「政治献金

と受け止めていた」という農林水産大臣Aの正当化によって促進された。この正当化は農林水産大臣Aが持っていた農林水産大臣のイデオロギーである癒着した共同体主義というイデオロギーをよりどころとした。また、癒着した共同体主義というイデオロギーは、農林水産大臣の実在条件であった、農林水産大臣を含めた国会議員、公務員、畜産業界が一つの共同体を形成していることによってもたらされた。

## 参考文献

- Althusser, L. (1965), *Pour Marx*. Maspero. (河野健二・田村俣・西川長夫訳『マルクスのために』平凡社, 1994年。)
- Anderson, B. ([1983] 1991), *Imagined Communities Revised Edition*, Verso. (白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体』書籍工房早山, 2007年。)
- Clinard, M. B. and R. Quinney (1973) *Criminal Behavior Systems, 2nd ed.*, Holt, Rinehart and Winston.
- Coleman, J. W. (1985) *The Criminal Elite*, St. Martin's Press.
- Coleman, J. W. (1994) *The Criminal Elite, 3rd ed.*, St. Martin's Press (板倉宏監訳『犯罪〈クリミナル〉エリート』シュブリンガー・フェアラー東京, 1996年。)
- Cressey, D. R. (1953) *Other People's Money*, The Free Press.
- Eagleton, T. (1981) *Walter Benjamin or Towards a Revolutionary Criticism*, Verso (有満麻美子・高井宏子・今村仁司訳『ワルター・ベンヤミン』勁草書房, 1988年。)
- Eagleton, T. (1990) *The Ideology of the Aesthetic*. Basil Blackwell. (鈴木聡・藤巻明・新井潤美・後藤和彦訳『美のイデオロギー』紀伊國屋書店, 1996年。)
- Eagleton, T. (1991) *Ideology*. Verso. (大橋洋一訳『イデオロギーとは何か』平凡社, 1999年。)
- Eagleton, T. (2003) *The Sweet Violence*, Blackwell (森田典正訳『甘美なる暴力』大月書店, 2004年。)
- Engels, F., [1878] 1962, *Karl Marx-Friedrich Engels*

- Werke, Band 20*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第20巻』(『反デューリング論』) 大月書店, 1968年。)
- Engels, F. ([1884] 1962), *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 21*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第21巻』(『家族、私有財産および国家の起源』) 大月書店, 1971年。)
- Friedrichs, D. O. (1996) *Trusted Criminals*, Wadsworth (藤本哲也監訳『ホワイトカラー犯罪の法律学』シュプリンガー・フェアラーク東京, 1999年。)
- Green, G. S. (1997) *Occupational Crime, 2nd ed.*, Nelson-Hall.
- Hewitt, J. P. and Stokes, R. (1975) "Disclaimers", *American Sociological Review*, Vol.40, No.1. pp. 1-11.
- 板倉宏 (1988) 「組織体犯罪研究の現状と展望」『犯罪社会学研究』第13号, 19-41頁。
- 柄谷行人 ([1989] 1994) 『探究Ⅱ』講談社。
- MacIver, R. M. (1917) *Community*, Macmillan. (中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房, 2009年。)
- 前島賢士 (1999) 「従業員窃盗の研究」『大学院研究年報文学研究科篇』(中央大学大学院) 第28号, 161-171頁。
- 前島賢士 (2007) 「住宅業界の業界イデオロギーとしての営業重視主義の研究」『桐朋学園大学研究紀要』第33号, 129-139頁。
- 前島賢士 (2020) 『日本のホワイトカラー犯罪』学文社。
- 前島賢士 (2021) 「食品会社社員の職務犯罪」『中央大学経済研究所年報』第53号 (1), 133-154頁。
- 前島賢士 (2022) 「はれのひの組織体犯罪」『獨協経済』第112号, 27-37頁。
- Mannheim, K. (1931), "Wissenssoziologie," *Handwörterbuch der Soziologie*, herausgegeben von Alfred Vierkandt. (秋元律郎訳「知識社会学」秋元律郎・田中清助訳『知識社会学』青木書店, 1973年。)
- Marx, K. und Engels, F., [1845-1846] 1958, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 3*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第3巻』(『ドイツ・イデオロギー』) 大月書店, 1963年。)
- Marx, K. und Engels, F. ([1848] 1959), *Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 4*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag. (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第4巻』(『共産党宣言』) 大月書店, 1960年。)
- Matza, D. (1964), *Delinquency and Drift*, Wiley John & Sons. (非行理論研究会訳『漂流する少年』成文堂, 1986年。)
- 新田健一 (2001) 『組織とエリートたちの犯罪』朝日新聞社。
- Rosoff, S. M. and Pontell, H. N., Tillman, R. (2014), *Profit Without Honor*, Pearson Education (赤田実穂・川崎友巳・小西暁和訳『アメリカのホワイトカラー犯罪』成文堂, 2020年。)
- Scott, M. B. and Lyman, S. M. (1968), "Accounts," *American Sociological Review*, Vol.33, No.1, pp. 46-62.
- Sykes, G. M. and Matza, D. (1957), "Techniques of Neutralization," *American Sociological Review*, Vol.22, No.6, pp. 664-670.
- Weber, M. (1919), *Politik als Beruf*. (脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店, 1980年。)
- Weber, M. (1922), "Soziologische Grundbegriffe", in, *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr. (清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店, 1972年。)